

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和2年4月24日（金）
本会議終了後
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 承認第3号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 2 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決処分の概要

令和 2 年 4 月 2 4 日 税務課

1 専決処分日 令和 2 年 4 月 1 日

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、4 月 1 日から施行されるため、同法に準じ、所要の改正を行う。

3 専決処分する主な内容

(1) 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大並びに浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設等による所要の改正。

ア 第 5 4 条第 5 項

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるとして、新たに規定されたもの。

イ 第 7 4 条の 3

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるとして、新たに規定されたもの。

ウ 附則第 1 0 条の 2

浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設により新たに規定されたもの。

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

条ずれ、項ずれ、改元による整理等の所要の改正及び浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の軽減措置の創設等に伴う改正

ア 附則第5項

浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設により新たに規定されたもの。